

## 別紙第2

## 認定前段階の計画

要旨	武力攻撃事態等が認定されるまでの間の、国民保護措置の準備を実施する段階で、以下のとおり対処します。
	①国民保護に係る <b>計画・体制等を確認し、情報を収集</b> します。
	②国民保護関係機関等との <b>連携・連絡要領等を確認</b> します。
	③国民保護に係る <b>備蓄、広報要領等を確認</b> します。

## 関連する計画

市	避難住民誘導計画、市立病院避難計画、市立学校避難計画
	市営上下水道施設の運営・保全マニュアル
県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、交通規制計画、避難行動要支援者の避難に係る計画、救護班編成計画、応急教育計画
	避難施設管理運営指針
	収容施設消防基準
	避難施設管理運営マニュアル

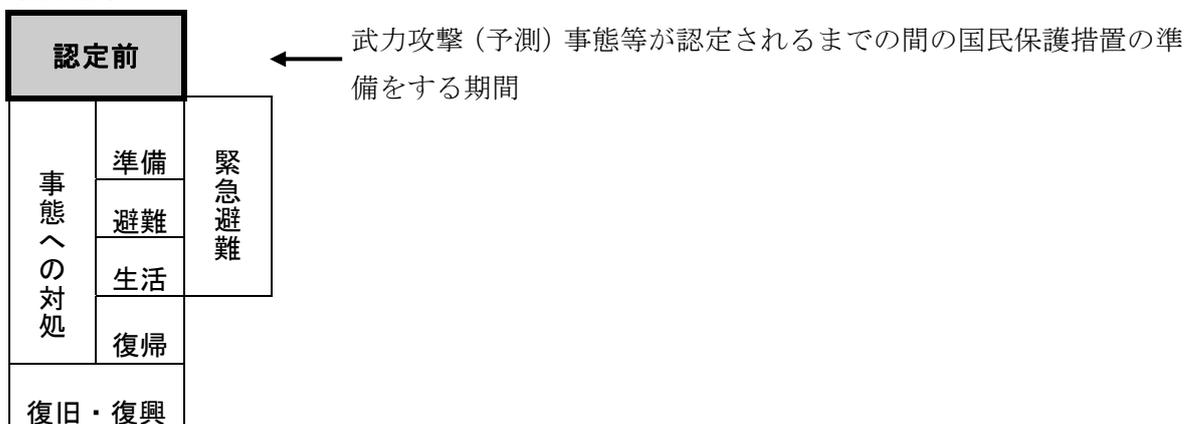
## 避難タイプとの関連（※避難タイプ：第2章1（3）参照）

各避難タイプによる差はありません  
共通で、情報の収集、訓練、広報、警備等を行います。

## 1 状 況

## (1) 期 間

## ア 対象期間



**イ この期間に予想される状況と留意点**

県、市に対する対策本部設置の指定がなくても、突発的に武力攻撃災害が発生する危険性を念頭ににおいて行動する必要があります。

**(2) 別紙第1「情報計画」参照****2 構 想****(1) 活動方針**

市は、国民保護措置が的確かつ迅速に実施できる体制の整備と情報の継続的な収集、整理を行い、即応できる体制を確認します。

この際、関係機関等との連絡・情報伝達の体制の確認と住民への注意喚起を重視します。

**(2) 実施事項****ア 継続的な情報収集**

(ア) 継続的な情報収集・整理分析により不測の事態に備え、武力攻撃災害等が発生した場合に先行的な対処ができるよう準備します。

(イ) 警報等については、住民及び関係機関に迅速確実に伝達できるよう連絡体制を確認します。

**イ 実施体制の確立**

(ア) 関係機関との相互の連携・連絡体制の確認

(イ) 国民保護措置に係る施設・設備等の確認と安全対策

(ウ) 職員及び住民への注意喚起

(エ) 国民保護措置を行うための手順等の確認

(オ) 国民保護計画に関連するその他の計画等の作成

a 被害想定に基づく「避難実施要領のパターン」の作成

b 避難先地域における避難所運営マニュアル等の確認・準備

**ウ 避難の準備**

被害想定に基づき、市内における運送必要量の見積、避難住民誘導體制の確認を行い、あらかじめ「避難実施要領のパターン」を作成し、状況により関係機関等に意見照会します。

**エ 避難住民等の救援の準備**

市長（危機管理部、総務部）は、県が行う救援を補助し、又は連携して実施するため、必要な物資の備蓄、体制の整備、資機材の充実などを準備するとともに、救援事務の法定受託について、あらかじめ県などと協議します。

**オ 武力攻撃災害の予防、対処準備**

(ア) 緊急通報、被災情報等の伝達の準備

(イ) 応急措置の準備

(ウ) 消防活動の準備

**(エ) 危険物質等に係る武力攻撃災害の予防**

市内の危険物質等の保管場所、種類、量等について把握し、危険物質等に係る武力攻撃災害の予防、対処準備を実施します。

**カ 住民の生活の安定**

武力攻撃事態等における物資の不足や物価の高騰に、迅速かつ適切に対応できるよう、関係機関との連携体制など体制を整備します。

また、上下水道などライフラインの維持に必要な資機材、体制等の整備を実施します。

**3 各機関の役割****(1) 市（通常体制）**

各部等	内 容
共 通	1 市長（対策本部長）の特別に命ずる事項
危機管理部	1 国民保護措置の準備の総括 2 市対策本部の体制・資機材等整備 3 市内における国民保護の準備の総合調整 4 国民保護に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整 5 国民保護に係る体制整備、訓練等
総務部	1 警報、避難の指示等の体制整備 2 危険物資等の保安体制整備 3 特殊標章等の交付準備 4 避難施設・一次集合場所等の指定・連絡調整 5 運送の計画、手配・体制整備等 6 国民保護に係る備蓄に関する体制整備 7 食品、生活必需品の給与、確保体制の整備等 8 職員の服務、給与、動員、派遣、受入等に関する体制整備 9 職員の活動支援、安否、補償等に関する体制整備 10 市有財産・車両等の整備・管理 11 人権擁護体制等の整備・管理 12 戸籍等の保護に関する体制整備 13 外国人保護体制等の整備 14 市役所仮庁舎・現地対策本部の設置場所・資機材等の準備 15 国民保護措置関係予算その他財政に関すること 16 市税・諸収入減免制度等に関する体制整備 17 費用の出納及び物品の調達に係る制度などの整備 18 義援金、救援物資の集配体制の整備 19 その他各部局の事務に属さないこと

企画推進部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護に係る広報・広聴</li> <li>2 写真等による情報の記録・収集等</li> <li>3 被災情報の収集・提供体制の整備等</li> <li>4 報道機関との連絡調整</li> <li>5 自治会・自主防災組織の連絡調整・支援</li> <li>6 ボランティアの支援・調整体制の整備</li> </ol>
福祉部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安否情報の収集・伝達体制の整備等</li> <li>2 要配慮者の避難・救援体制の整備</li> <li>3 避難所・一次集合場所等の開設・運営体制整備等</li> <li>4 他部に属しない生活支援及び保護</li> </ol>
健康こども部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療・助産（人員・医薬品・資機材・施設等）に関する体制整備</li> <li>2 感染症の予防、対策及び調査、計画、資機材・体制整備等</li> <li>3 赤十字標章等の使用許可申請準備</li> <li>4 住民の健康維持、保健衛生の体制整備</li> <li>5 食品衛生及び水質検査等の体制整備</li> <li>6 有害物質等の保安体制整備</li> <li>7 保育園児の避難、救援等に関する調査、計画、体制整備等</li> </ol>
経済観光部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工業関係の対策に関する体制の整備</li> <li>2 物資等の価格安定体制の整備</li> <li>3 就職支援に係る体制整備等</li> <li>4 観光施設等の連絡調整</li> </ol>
農林水産部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林水産業関係の対策に関する体制の整備</li> <li>2 農林道・ため池・漁港等施設の状況確認・確保・情報提供体制整備</li> <li>3 家畜防疫、死亡獣畜処理等の体制整備</li> </ol>
都市整備部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路（農林道を除く）の状況確認・確保・情報提供等の体制の整備</li> <li>2 応急仮設住宅等の手配・建設・供与の体制整備</li> <li>3 ライフライン（電気、ガス、電話）の確保に関する体制整備等</li> <li>4 武力攻撃災害の応急復旧等に関する体制等整備</li> <li>5 市街地等の状況把握、対策に関する体制整備等</li> <li>6 公共土木施設等の状況把握、対策に関する体制整備等</li> <li>7 用地の確保、土地の使用・提供等に関する体制整備等</li> <li>8 危険箇所、支障となる工作物の除去等に関する体制整備等</li> <li>9 土木資機材等の手配に関する体制整備等</li> <li>10 建築の制限、緩和等に関する体制整備等</li> <li>11 被災者住宅再建支援制度等の整備</li> <li>12 特殊車両の通行許可に関する体制整備等</li> <li>13 市営住宅の調査・提供・応急復旧準備</li> <li>14 応急公用負担の体制整備等</li> </ol>

下水道部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道の被害調査・応急復旧体制の整備等</li> <li>2 入浴施設、トイレ等確保・提供の調査、計画、体制整備</li> <li>3 死体処理、火葬、埋葬の体制整備</li> <li>4 廃棄物、し尿の処理体制の整備</li> <li>5 漂流物等に関する情報収集・保管・対処等の体制整備</li> </ol>
市議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市議会に関すること</li> </ol>
教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童生徒の保護に関する計画、体制整備等</li> <li>2 児童生徒の応急教育に関する計画、体制整備等</li> <li>3 避難施設の確保、開設、運営に対する協力等</li> <li>4 文教施設等の状況把握、対策、提供に関する体制整備等</li> <li>5 文化財の保護準備</li> </ol>
市立病院	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療隊の計画、体制整備等</li> <li>2 応急救護所の整備等</li> </ol>
水道局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上水道の応急復旧・給水体制の整備等</li> </ol>
消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民の誘導に関する体制整備等</li> <li>2 住民への情報伝達及び情報収集体制の整備等</li> </ol>
総合支所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合支所管内の情報収集・伝達体制の整備等</li> <li>2 各主管部局の事務に関する整備等</li> </ol>

## (2) 県

機関名	内 容
県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県国民保護計画、体制等の整備</li> <li>2 国民保護措置に係る市町村、消防、自衛隊その他関係機関との連絡調整</li> <li>3 警報、避難の指示等の通知、伝達体制の整備</li> <li>4 避難住民の誘導支援に関する体制の整備</li> <li>5 避難住民等の救援、避難受入体制の整備</li> <li>6 武力攻撃災害予防、対処体制の整備</li> <li>7 国民生活安定措置の実施準備</li> <li>8 国民保護に係る備蓄、訓練等</li> <li>9 住民への普及啓発</li> <li>10 県内における国民保護措置準備の総合調整及び支援</li> <li>11 その他知事の命ずる事項、又は県対策本部長の求める事項</li> </ol>

## (3) 指定地方行政機関

機関名	内 容
共 通	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <b>第3章</b>に示す業務のうち認定前段階において実施すべき業務</li> </ol>

**(4) 自衛隊**

機関名	内 容
共 通	1 国民保護措置に関する連絡調整の実施

**(5) 指定公共機関**

機関名	内 容
共 通	1 <b>第3章</b> に示す業務のうち認定前段階において実施すべき業務

**(6) 指定地方公共機関**

機関名	内 容
共 通	1 <b>第3章</b> に示す業務のうち認定前段階において実施すべき業務

**4 活動要領****(1) 情 報****ア 情報資料の収集・整理****(ア) 要 領**

市は、「平常監視体制」をとり、県（危機管理局）等から寄せられる情報資料を継続的に収集、整理、分析します。

また、市内の武力攻撃災害の兆候等の情報が寄せられたときは、速やかに県（危機管理局）、東部消防局、警察署等へ連絡します。情報資料の収集は、防災当直等により24時間体制で行います。

**(イ) 情報の収集項目・体制**

別紙第1「情報収集計画」を参照。

平素の情報資料収集に当たっては、個人のプライバシー等を侵害することがないように配慮するとともに、不正利用や流出が生じることがないように管理します。

**イ 警報等の迅速確実な伝達の準備**

市（総務部）は、警報等を迅速確実に伝達できるよう体制、機器等を整備します。

**(ア) 警報等の通知に係る県（危機管理局）との連絡調整**

**(イ) 警報等の住民への伝達に係る体制の確認**（組織：消防団・自主防災会・自治会等、機器：サイレン・防災行政無線・CATV等）

**ウ 安否情報、被災情報収集等のための準備**

市（危機管理部、企画推進部、福祉部）は、市内の安否情報、被災情報について、的確かつ迅速に収集できるよう、消防団、自主防災組織、自治会、関係機関との連絡調整など市内の情報収集体制を確認するとともに、報告すべき事象、報告先などの周知を図ります。

**エ 通 信**

市（危機管理部）は、通信設備・通信体制の複線化などの点検・確認に努めるとともに、非常通信の実施に備えて関係機関との連携を図ります。

## オ 「避難実施要領のパターン」の作成

市長（危機管理部）は、県（危機管理局）、東部消防局、警察署など関係機関に意見照会を行い、あらかじめ「避難実施要領のパターン」を作成します。

この際、季節の別、特に冬季の避難方法等について配慮し、複数のパターンを作成します。

## （2）実施体制

### ア 市の国民保護体制の確認

市（危機管理部ほか関係部局）は、認定後、速やかに国民保護体制へ移行することができるよう準備を行います。

（ア）市長（危機管理部）は、認定後、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための組織・体制を確認します。

（イ）市長（危機管理部、総務部）は、非常参集体制を確認し、職員に周知します。

（ウ）市長（各担当部）は、各担当部署が所掌する国民保護措置の計画・マニュアルを確認するとともに、所要の情報を収集し、関係機関・団体との事前連絡、協議を実施します。

### イ 国民保護対策本部の設置準備

#### （ア）対策本部の設置準備

市長（危機管理部）は、国から対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受けた後、速やかに対策本部及び現地対策本部が設置できるよう、組織、資機材等の準備を完了します。

#### （イ）対策本部設置の指定通知を受けていない場合の対応

対策本部に準じて行うものとし、事案に応じては、「鳥取市地域防災計画」に示す配備体制の基準を準用し、適宜の配備体制により対応します。

##### a 「鳥取市地域防災計画」に示す配備体制の設置

政府が対処基本方針を定め、武力攻撃（予測）事態を想定した場合、市（危機管理部）は、「鳥取市地域防災計画」に示す配備体制を準用し、以下のとおり対応します。

基準	状況	対応
レベル2 注意体制 (Blue)	1 武力攻撃やテロ攻撃等の <b>可能性の高い情報</b> を入手したとき 2 <b>県の情報連絡室が設置</b> されたとき	「鳥取市地域防災計画」 の 警戒本部体制 「注意配備」
レベル3 警戒体制（I） (Yellow)	1 <b>市外</b> で武力攻撃やテロ攻撃等による <b>被害発生</b> の <b>可能性</b> があり、危機管理部長が必要と認めたとき 2 <b>県が緊急対応チームを設置</b> したとき	「鳥取市地域防災計画」 の 警戒本部体制 「注意配備」
レベル4 警戒体制（II） (Orange)	1 <b>市外</b> で <b>警報が発令</b> されたとき 2 <b>県の危機管理委員会が設置</b> されたとき 3 <b>市内</b> で武力攻撃やテロ攻撃等による <b>被害発生</b> の <b>可能性</b> があり市長が必要と認めたとき	「鳥取市地域防災計画」 の 警戒本部体制 「警戒配備」
レベル5 非常体制	1 <b>市内</b> で <b>警報が発令</b> されたとき 2 <b>国民保護対策本部設置指定</b> を受けておらず、	「鳥取市地域防災計画」 の

(Red)	市内に武力攻撃災害が発生し、市長が必要と認めたとき	「市災害対策本部」の設置
-------	---------------------------	--------------

#### b 初動方針の決定

事案に応じて、「鳥取市地域防災計画」の警戒本部体制・市災害対策本部体制に移行した場合は、認識統一のための会議を開催して初動方針を決定します。

目的	項目
認識の共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃（予測）事態の内容</li> <li>各課の状況</li> <li>国、県、指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関の状況</li> </ul>
初動活動方針の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集の強化</li> <li>国民保護措置に係る計画、体制、物資、資機材等の確認</li> </ul>

#### (ウ) 対策本部設置の指定要請

市長（危機管理部）は、対策本部の設置を必要と認めたときは、知事（危機管理局）に対し、内閣総理大臣に対する対策本部を設置すべき市町村の指定の要請を求めます。

#### ウ 国現地対策本部等への設置準備

市は、県と協議して、国現地対策本部等が設置される場合に備え、平素から設置場所等の検討を行い、県が行う受入体制の整備に協力します。

#### エ 関係機関との連携協力体制の確認

市内及び市を所管する国民保護関係機関は、平素からそれぞれの国民保護体制を整備することとされています。

市は、平素の訓練の実施などを通じて整備を図った情報共有・連絡体制などの確認を行います。この際、近隣市町村との、避難・救援等に係る連携協力体制について注意します。

#### (ア) 連絡窓口

##### (イ) 相互応援協定の整備と必要な情報の収集

##### (ウ) 広域応援体制の整備

##### (エ) 避難誘導體制の整備

（現地調整所の設置・調整、避難住民のスクリーニング及び残留者の確認を含む。）

##### (オ) 運送体制の整備、運送能力の把握

##### (カ) 救援体制の整備

##### (キ) 国民保護訓練の実施

### (3) 補給支援

#### ア 業務実施の基本的事項

市長（危機管理部、総務部）は、県及び関係機関と連携し、各種補給品の調達方法、備蓄物資の運用方法等について、必要な協定など体制を確認します。

#### イ 補給支援組織の整備

県は、緊急物資集積地域、緊急物資集積所及びこれらを結ぶ補給幹線の計画と整備を行うこととされています。

市（総務部、都市整備部）は、県及び関係機関・団体と連携し、市内の臨時物資集積所として活用できる施設、補給幹線として活用できる経路等を確認し、調整など必要な準備を行います。また、必要に応じ配分、炊出しなどへの協力を要請します。

#### ウ 各補給品の把握

県は、各補給品の供給可能数量等について以下のとおり把握することとされています。

補給品	把握事項
食品	1 県は、県内外の食品供給可能数量を把握
燃料	1 県、市は、現存の保管場所と量を把握 2 この際、火災・爆発の危険性に注意
復旧資・機材	1 県は、応急仮設住宅用資機材及び応急修理資機材の供給可能数量を把握 2 土木資機材等の需給対策について、平素から物品、数量等を把握 3 県建設業協会等との連絡網等を確認 4 避難に必要な応急復旧資機材については、計画的に分散配置
日用品・嗜好品	1 県は、県内外の供給可能数量を把握
衛生資・機材	1 県は、流通備蓄数量、各医療機関等の備蓄量及び国が保管する感染症のワクチン等を把握
給水	1 県、市（水道局）は、給水施設位置及び給水車両、設備等を把握し、汚染された水源の検知体制を確立

市（総務部）は、県と連携し、鳥取市における各種補給品の需給を見積ります。

### （4）運送

#### ア 業務実施の基本的事項

県（地域振興部、商工労働部）は、運送手段の確保・運用について、一元的に行うこととされています。このため、県は、平素から運送事業者である指定（地方）公共機関等と連絡調整を行い、運送体制を整備することとされています。

市（総務部）は、県などと連携し、市内における運送手段の確保、手配、受入の準備など、必要に応じて人員・物資運送を実施できるよう準備します。

#### イ 運送支援施設の整備

県（危機管理局、地域振興部、農林水産部、県土整備部）は、以下のとおり運送支援施設を整備することとされています。

##### （ア）運送網

補給幹線となる道路などの状況確認及び必要な整備（隘路の解消など）

##### （イ）その他

運送に要する給油、整備、通信施設等を把握し、避難時における中継、休憩施設等についても事前に調査、確保

**市長（危機管理部、総務部、都市整備部）は、**県と連携して、市内の道路、施設等の状況確認及び必要な整備を行います。この際、以下の点に注意します。

- (ア) 主要な道路について、代替路の選定、確保に努めること
- (イ) 山間部や冬季における道路の確保に係る体制や計画などの確認

## ウ 運送業務

### (ア)「避難実施要領のパターン」などの作成

#### a 運送計画等の作成準備

**県（危機管理局、地域振興部、福祉保健部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、会計管理者）は、**運送計画、交通規制計画の概要を作成することとされています。

##### ①運送力配分計画

避難住民の規模に基づく各種運送力の配分についての概要を作成します。

##### ②道路使用計画

次の事項を検討し、道路使用の概要を作成します。

- 1 道路状況の把握
- 2 特殊車両、住民避難車両の通行可能箇所等の把握と、住民避難用道路と武力攻撃対策のための自衛隊道路の検討
- 3 鉄道、港湾、漁港の使用可能状況及びアクセス道路の把握並びに鉄道、空港、港湾、漁港を使用した経路の検討
- 4 冬季の道路の積雪情報の把握と、除雪体制の検討、整備

##### ③運送実施計画

運送力の配分と道路使用の概要に基づく、運送計画の概要を作成します。

##### ④交通規制計画

道路の状況を把握し、交通規制路線、区間、迂回路、交通規制要員の配置、広報手段等についての概要を作成します。

**市（危機管理部、総務部、都市整備部、経済観光部）は、**あらかじめ市内における運送力、交通規制及び市内の道路状況（特殊車両、住民避難車両の通行可能箇所、主要道路使用不能時の代替等）等を確認します。また、冬季においては道路の積雪情報を把握し、除雪の計画・体制、資機材の調達などを確認します。

#### b 「避難実施要領のパターン」の作成

**市（危機管理部）は、**運送計画の概要等を受けて、あらかじめ「避難実施要領のパターン」を作成します。

この際、県（危機管理局）、警察署の支援を受けるとともに、消防庁が作成するマニュアルを参考にします。作成に当たっては、季節による観光客数の違いや冬季の積雪、寒冷対策などに留意します。

### (イ) 運送手段に係る連絡調整

**県（地域振興部、商工労働部、農林水産部、会計管理者）は、**平素から関係機関・団体と連絡調整、情報交換を行い、車両、列車、航空機、船舶等の状況を確認するとともに、武力攻撃事態等の際の対応についてあらかじめ協議することとされています。

市（総務部、経済観光部、都市整備部）は、県等と連携して運送手段の確保・受入等に係る連絡体制等を確認します。

#### （ウ）避難行動要支援者の避難

##### a 避難行動要支援者の避難に係る連絡調整

市長（福祉部）は、平素から県（福祉保健部、観光交流局）、消防団、自主防災組織、自治会、避難行動要支援者施設の長など、市内の関係機関・団体と連絡調整、情報交換を行い、避難行動要支援者の状況並びにこれらの者に係る施設及び避難体制の状況を確認するとともに、武力攻撃事態等の際の対応について協議し、情報伝達、東部消防局との連携など避難誘導等の所要の体制、必要な資機材などを確認・準備します。

##### b 避難行動要支援者の避難誘導に関する計画

県（福祉保健部）は、平素から避難行動要支援者の避難に関する計画の概要を作成することとされています。

市（福祉部）は、県が作成した当該計画の概要に基づき、平素から避難行動要支援者の避難誘導に関する計画を概成します。

### （5）衛生

#### ア 業務実施の基本的事項

県（福祉保健部）は、避難・救援の際、衛生確保のため、速やかに必要な医療、助産などを提供できるよう医療等の提供体制を整備することとされています。

市（健康子ども部）は、県、関係機関・団体と連携し、武力攻撃災害等の際、速やかに医療、助産を確保、受入できるよう体制を確認します。

#### イ 衛生支援施設

市（健康子ども部）は、県（福祉保健局）、関係機関・団体及び市立病院との連携により市内の臨時医療施設などを開設できる場所を調査選定し、衛生支援施設の速やかな開設のための準備を行います。

また、市立病院などにおいて救護班の編成、派遣及び資機材などの準備を行います。

#### ウ 治療業務

市立病院は、速やかな医療の提供を確保するため、県（福祉保健部）と協力して、近隣市町村を含めた医療機関（許可病床数等）の把握・連携、治療のために必要な資機材の整備及び赤十字標章等の使用許可申請の準備を行います。

#### エ 搬送業務

市（健康子ども部）は、県（福祉保健部）、消防団、自主防災組織、東部消防局など関係機関・団体と連携して、市内の入院患者数及び施設入所者のうち有事に搬送が必要な人数を把握するとともに、武力攻撃等の際の搬送手段の確保、受入に係る体制等について準備します。

#### オ 防疫業務

市（健康子ども部）は、県（福祉保健部、生活環境部）と連携し、以下のとおり防疫体制の準備、住民への広報、資機材の整備等を実施します。

- (ア) 予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療
- (イ) 防疫情報の収集、水質検査、食品検査等による迅速な兆候発見
- (ウ) 市内の避難所等における防疫体制
- (エ) 住民に対する防疫（特に個人衛生）の知識、必要性の普及

**カ 健康管理業務**

- (ア) 避難住民の誘導、避難住民等の救援の際の健康管理体制についての整備
- (イ) 健康診断その他の衛生業務の実施体制について整備

**(6) 施設**

**ア 業務実施の基本的事項**

**県（危機管理局）は**、避難住民数の想定に基づいて、必要な避難施設を指定するとともに、救援施設に必要な候補施設等を選定することとされています。

**市（総務部、健康こども部、都市整備部）は**、県と連携し、市内の一次集合場所、避難施設、臨時医療施設等として活用可能な施設及び応急仮設住宅の建設用地等について確認します。

その際、施設の位置、面積、受入可能人数、主要交通手段、ライフラインの状況等を把握します。

**イ 避難施設の指定・管理**

**(ア) 避難施設の指定**

**県（危機管理局）は**、文書等により施設の管理者の同意を得た上で、避難施設を指定することとされています。

**市（総務部、都市整備部）は**、市内の候補となる施設の選定、市有施設の活用等の協力を実施します。

**(イ) 避難施設の周知**

**市長（総務部、企画推進部）は**、県が市内の避難施設を指定、変更したときは、県と協力して住民に周知します。

**(ウ) 避難施設の変更の届け出**

避難施設として指定を受けた**施設の管理者は**、政令に定める重要な変更を加えようとするときは、市町村を通じて県（危機管理局）に届け出ることとされています。

**市（総務部）は**、市内の避難施設について状況を把握し、管理者から届け出があった時には、内容を確認の上、県（危機管理局）へ送付します。

**(エ) 避難施設の整備**

**市長（総務部、都市整備部）は**、市が所管する避難施設を整備し、また、市内の避難施設について状況を把握します。**市（総務部、都市整備部）は**、市有施設の新設、改廃に当たっては、避難施設としての利用についても配慮します。

整備項目	整備内容
安全性の確認、確保	耐震、耐火診断等の実施、補強
生活環境の保持	衛生、被災者のプライバシー

**(オ) 資機材の整備**

市長（総務部）は、県と協力して避難施設に次に示す設備、資機材、台帳類等をあらかじめ配備し、又は必要な時に直ちに配備できるよう準備します。

設備、資機材	摘 要
消防設備	県収容施設消防基準による
通信設備	通信事業者である指定（地方）公共機関に要請
放送設備	
照明設備	非常用発電機及び燃料を含む
暖房設備	特に山間部について冬季の避難に留意
炊出しに必要な機材及び燃料	
給水用機材	
臨時医療施設及び医療資機材	
仮設の小屋又はテント	
防疫用資機材	
工具類	
仮設トイレ・風呂	これに付随すべき消耗品
台帳類	
その他	必要に応じ除雪用資機材など

**(カ) 避難施設管理者との事前協議**

市長（福祉部）は、県（福祉保健部）の作成した避難施設管理運営指針及びマニュアルに基づき、県と協力して避難施設管理者と使用法、連絡体制等について事前に連絡調整します。

**(7) 人事運用****ア 職員の配置変更、派遣・斡旋要請**

市長（総務部）は、必要に応じ的確かつ迅速に職員の配置変更、派遣・斡旋要請等が実施できるよう、平素から県（総務部）等との連携を図るとともに、武力攻撃災害発生時等の職員の人的体制を下記のとおり整備します。

**(ア) 課別・職種別人員数等の把握****(イ) 支援の必要な分野の洗い出し****(ウ) 要請体制、要請内容等の検討****(エ) 必要な協定の締結等****イ 被災者の捜索・救出**

市長（危機管理部）は、武力攻撃災害発生の際等は速やかに被災者の捜索・救出を行い得るよう、平素から東部消防局、警察署、消防団、自治会、自主防災組織、その他関係機関・団体と連絡調整を行います。

**ウ 埋葬・火葬、遺体の扱い**

市長（下水道部）は、武力攻撃災害発生の際等は速やかに埋葬・火葬を行い得るよう、平素から県（生活環境部）、東部広域行政管理組合ほか関係機関・団体との連絡調整を実施し、体制、資

機材、燃料等を整備するとともに、必要な施設等を選定、計画します。

## (8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

### ア 兆候発見の通信体制、緊急通信体制の確立

市長（危機管理部、企画推進部）は、武力攻撃災害の兆候の早期発見・通報のため、平素から県（危機管理局）、東部消防局、警察署、消防団、自治会、自主防災組織、その他関係機関・団体等との連携を図り、通報体制の確立を図るとともに住民へ周知します。

### イ 生活関連等施設の安全確保

#### (ア) 生活関連等施設の把握

知事（危機管理局）は、県内の生活関連等施設について調査、把握し、市町村等関係機関へ情報を提供することとされています。

市長（危機管理部、総務部ほか各担当部）は、市所管の生活関連等施設について県に情報を提供するとともに、市内の生活関連等施設について把握します。

#### (イ) 生活関連等施設に係る情報、認識の共有等

知事（危機管理局）は、把握した生活関連等施設の情報及びその他安全確保に係る情報を、市町村、公安委員会、境海上保安部長、鳥取海上保安署長及び美保航空基地長等に提供するとともに、県内における関係機関相互の連絡体制の整備に努めることとされています。

市長（危機管理部）は、県内の連絡体制に参加するとともに、市内における警察署、東部消防局等との連絡体制の整備に努め、情報、認識の共有を図ります。

#### (ウ) 生活関連等施設の管理者への通知等

県は、生活関連等施設の管理者に対し、以下のとおり通知等を行うこととされています。

##### a 生活関連等施設の管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事及び警察本部は、海上保安部長等と協力して、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び施設の安全確保の留意点（所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めたものその他）を通知することとされています。

##### b 生活関連等施設の管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、国の安全確保の留意点などを踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、監視カメラの設置、巡回の実施など、武力攻撃事態における安全確保措置について定めるよう要請することとされています。

##### c 生活関連等施設の管理者に対する助言

警察本部等は、知事もしくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢などを勘案し、自ら必要があると認めるときには、安全確保措置の実施に関し、必要な助言を行うこととされています。

##### d 生活関連等施設の管理者との連絡網の整備

知事は、生活関連等施設の管理者と県内の国民保護関係機関との連絡網を整備することとされています。

#### (エ) 市が管理する生活関連等施設の安全確保

市（総務部、各担当部）は、国の安全確保の留意点などにに基づき、自らが管理する生活関連

等施設の安全確保について、計画、資機材の準備、必要に応じ監視カメラの設置、関係機関への連絡、要請など、安全確保に努めます。また、武力攻撃（予測）事態及びその兆候が認められ時などには、警備の強化、関係機関への連絡、要請など、安全確保に努めます。

#### ウ 武力攻撃原子力災害発生への対処準備

市（危機管理部、総務部）は、県など関係機関と連携しつつ、必要な資機材の準備、伝達体制の整備など、武力攻撃原子力災害への対処を準備します。

### （9）国民生活の安定に関する措置

市（経済観光部、企画推進部）は、武力攻撃事態等の発生時には、住民生活と関連性が高い物資・役務の価格や供給について監視を行うことができるよう、平素から県（生活環境部）、関係機関との連携を図ります。

### （10）広報、広聴活動

#### ア 国民保護制度の広報

市長（企画推進部）は、国民保護制度について、市報、CATV、インターネット、住民説明会などにより住民への広報を実施します。

#### イ 避難方法等の周知

市長（危機管理部、企画推進部）は、県（危機管理局、元気づくり総本部）等と協力し、避難住民の誘導及び避難住民等の救援等について住民に周知し、理解・協力を得られるように努めます。

周知項目	内 容
避難施設、一次集合場所の所在等	①避難施設、一次集合場所の名称、所在位置 ②避難施設、一次集合場所への経路（避難経路）
避難方法等	①警報、避難の指示等の伝達方法 ②避難の際の行動 ③避難の際の注意事項 ④日頃から用意しておくべき物 ⑤住民の協力 等

#### ウ 相談窓口

市長（企画推進部）は、武力攻撃（予測）事態発生時における住民の問い合わせに対する相談窓口の設置及び情報提供について、あらかじめ必要な体制を整備します。

## 5 その他

### （1）学校・保育園等における児童生徒・園児等の保護及び応急教育の準備

#### ア 児童生徒・園児等の保護

市（教育委員会・福祉部）は、児童生徒・園児等の安全を最優先に、各学校等における保護者などとの連絡体制の確保、児童生徒・園児等の避難要領の確認及び避難施設に指定された場合の住民避難等受入などの準備を行います。

**イ 応急教育**

**市（教育委員会）は、**市立学校等の児童生徒及び教職員数、施設、立地条件等を考慮し、武力攻撃事態等における応急教育の計画を策定します。

**（2）文化財の保護**

**市（教育委員会）は、**指定文化財所有者等に対し、事前の対処措置を要請、支援するとともに、武力攻撃等の際の連絡体制を確認します。美術工芸に属するもの等については、所在の場所又は管理の方法の変更その他その保護に関し、喪失、き損その他の被害を防止するための必要な対策をあらかじめ検討します。